

◆死者に関する情報（平成13年度第2回高知県個人情報保護制度委員会議事録）

利益が不当に侵害されたとも考えられる。そういう場合に、本人の同意がない場合であっても、提供先の使用目的の公益性を考慮した場合にという文言を入れておいて、なおかつケースバイケースの判断とすべきである。

- ◎ 本人の同意が得られない場合であっても、総合的に判断して公益上の必要性から提供すべき場合があるということで、文言については事務局に検討を願うこととする。

- (4) 「死者に関する個人情報の開示請求をすることができる者」について審議を行ったが、その概要は次のとおりである。

事務局 事務局の基本的な考え方として、個人情報の開示請求ができる者は、生きている間は本人に限定されており、それが亡くなった途端に請求権者がたくさん出てくるというのはいかかなものかという思いがあり、最初はあまり範囲を広げずにこの案に挙げる1と2にしておいて、これに当てはまらない事例が出てきた時に制度委員会に意見をお聴きしながら追加していきたいと考えている。

他県の例を参考に挙げている。

- ◎ カルテの開示問題においても2親等までとするか3親等までとするかで議論があるが、民法上は3親等までは医療情報の提供を行ったほうがいいのではないかとされており、日本医師会では3親等としているが、3親等では非常に難しい問題がたくさん出てきており、これを2親等にしてはどうかという意見が検討されている。2親等でいいのではないかと思う。

高齢化社会の中で、姻戚関係がないが、長い間お世話をしているという事例があって、そういう場合には改めて考えるということではいかかか。

- ◎ 一人暮らしの高齢者で、結婚をされていない方の場合、子供がいなくて、甥や姪が、あるいはその配偶者が気をつけているという場合があるが、亡くなった後にその方の情報の開示を請求をすることが、現実を見たときにあまり想定されない。やはり、2親等までにしておいて、そういう状況を注意しながら検討してはどうか。3親等までに増やしていくと、また別の大きな問題が出てくるのかなと思う。
- ◎ 他になければ、この案で適当と認める。

- (5) 最後に、「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」について審議が行われたが、その概要は次のとおりである。

事務局 指針は、事業者が措置を自主的に講ずる際によりどころとなるものとして作成しており、あくまでも条例の趣旨に即して、事業者の方が必要